

補助金を周年事業として積立てることについて

平成25年9月5日
企画部 企画財政課

対象として認める例

A 地域ふるさと創生事業実施補助金交付要綱

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、事業の実施及び組織の運営に要する費用並びに目的達成のため後年度に活用する基金への積立金とする。

ただし、次の各号の一に該当する経費は、補助対象経費から除くものとする。

- (1) 他の補助金交付要綱により補助金の交付を受けて補助対象となっている経費
- (2) その他市長が適当でないとする経費

対象外とする例

B 市における繰越金・積立金について

市からの補助金と比較し、それを上回る繰越金が発生している団体がありますが、経常的に繰越金が発生する場合は、団体の自立性が高いと思われるため、補助金額を削減するなどの見直しを行います。また例えば、団体の周年行事など明確な目的があって繰越している場合は、会計処理上、それとわかるような積立金の項目を設定し、そこで整理するよう団体に働きかけます。

また、補助金が積立金の財源となることは好ましくありません。基金への積立は、合理的な理由がない限り、補助対象外とします。

C 市における補助金・負担金の交付に関する指針

2. 運営費や活動費のなかに、繰越金、積立金を多く出している団体への補助は、実績報告などで実態把握に努め、交付事務を適切に行い削減すること。

D 市における補助金等審査委員会の意見

4 補助対象経費の範囲及び基準

補助対象経費又は補助対象外経費を具体的に明記する。現行、多く見られる「事業に要する経費」など抽象的な表現は用いない。

また、市の補助金などが市民から徴収された税金その他貴重な財源でまかなわれていることから、以下の項目については統一的に補助対象外経費とする。

積立金・預金

補助金を原資とした積立金は、周年記念事業などに向けた計画的な積み立てであっても例外なく対象外とする。

E市における行政監査の結果

(3) 補助金の額の確定について

ア 剰余金の繰越しについて精査が必要なもの 剰余金の戻入について

補助金の支出に関しては当然会計年度独立の原則が適用される。地方自治法施行令第143条第1項第4号の規定により、交付対象団体の事業の完了後支出する補助金は、当該事業の履行があった日の属する年度に支出すべきものであり、当該年度事業に対する補助金の支出は原則当該年度のみである。

しかし、運営費的又は事業費的補助金を問わず交付対象団体の収支決算書において、当該年度に剰余金が発生したにもかかわらず、精算行為を行わず次年度会計に繰越して経理されているものが多数見受けられた。また、繰越金が数年度に渡り累積され、補助金額を遥かに超えるものも見受けられた。

剰余金の基金への充当について

「(1)イ要綱を充実させる必要があるもの(交付要件、対象経費の費目、算定基準)」で述べたとおり補助金交付要綱における対象経費の規定が曖昧であることから、対象経費の範囲を拡大解釈し剰余金の経理として交付対象団体が設ける基金等に積立金として補助金が充当されているものが見受けられた。

しかし、その基金等の目的・内容は交付対象団体の緊急安定的なプール金や、数年後に予定される事業に係る資金の積立金等であり、補助金以外の収入により充当された基金は別として、本来公益上の必要性があるのであれば、別事業として市の直接事業又は補助事業として執行すべきかどうか検討された上で予算化されるべきものである。

F市における補助金等に関する基本方針

積立金

基金への積立には補助金等を充当できない。これは、会計年度の独立の原則と補助金等そのものが積立による比較的大きな支出をそもそも対象としていないことによる。

まとめ

瑞穂市の考えかた

他市の事例を紹介しましたとおり、補助金を原資として積立(基金)を認めている自治体は少ない。積立として認めている自治体も稀ながらあったが、その場合でもあえてその要綱だけを改正して実施しているものであった。

結果として、瑞穂市補助金に対する指針に積み立てを認めることはしない方針に変わりはありません。